

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">子ども手当法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 子ども手当の支給（第四条 第十五条）</p> <p>第三章 費用（第十六条・第十七条）</p> <p>第四章 雑則（第十八条 第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>児童を養育している者に子ども手当を支給することにより、児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。</u></p> <p>（受給者の責務）</p> <p>第二条 子ども手当の支給を受けた者は、<u>子ども手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これを</u></p>	<p style="text-align: center;">児童手当法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 児童手当の支給（第四条 第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条 第二十二条）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条 第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。</u></p> <p>（受給者の責務）</p> <p>第二条 児童手当の支給を受けた者は、<u>児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその</u></p>

その趣旨に従つて用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第二章 子ども手当の支給

(支給要件)

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

一 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(以下「支給要件児童」という。)(を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

三 支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じく

趣旨に従つて用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第二章 児童手当の支給

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)(を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 三歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。)

ロ 三歳に満たない児童を含む二人以上の児童

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児

しない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの

2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該支給要件児童は、当該父又は母のうちいずれか当該支給要件児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。

2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第五条 児童手当は、前条第一項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

（子ども手当の額）

第五条 子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万六千円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「支給資格者」という。）に係る支給要件児童の数を乗じ

（児童手当の額）

第六条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

て得た額とする。

一 児童手当の支給要件に該当する者（以下「支給資格者」という。）に係る支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該三歳に満たない児童が一人又は二人いる場合 五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額

ロ 当該三歳に満たない児童が三人以上いる場合 一万円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、一万円を控除して得た額

二 支給資格者に係る支給要件児童のうちに三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）がいる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該三歳以上の児童が一人いる場合 一万円に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、五千元を控除して得た額

ロ 当該三歳以上の児童が二人以上いる場合 一万円に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額

2 前項の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

2 前項の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

(認定)

第六条 受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給及び支払)

第七条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

(認定)

第七条 受給資格者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給及び支払)

第八条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 子ども手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(子ども手当の額の改定)

第八条 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至つた場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至つた場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第十二条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十一条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類

4 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(児童手当の額の改定)

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第十条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類

を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の子ども手当)

第十一条 子ども手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であつた者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第十二条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 | 前項の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

を提出しないときは、児童手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の児童手当)

第十二条 児童手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第十四条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十五条 租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(受給権の保護)

第十五条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十六条 租税その他の公課は、児童手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

- 一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百二号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。)
- 二 当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)(の長)裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。
- 以下同じ。)
- 又はその委任を受けた者

- 二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八

号（第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

2| 第七条第二項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3| 第一項の規定によつて読み替えられる第七条第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第三章 費用

（児童手当に要する費用の負担）

第十八条 被用者（第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その

第三章 費用

（子ども手当に要する費用の負担）

第十六条 子ども手当の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。

十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2| 被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

3| 次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する児童手当の支給に要する費用 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該市町村

2| 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用（市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を除く。）を負担する。

4| 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用（市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を除く。）を負担する。

5| 第一項又は第二項の規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又

(市町村に対する交付)

第十七条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用を交付する。

は翌年の五月までの間(第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間)は、当該認定の請求をした際(第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、六月一日)における被用者又は被用者等でない者の区分による。

(市町村に対する交付)

第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ交付する。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者(以下「一般事業主」という。)から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項に規定する事業主

二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

第二十八条第一項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)

第百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第二号）に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）（第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

2| 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率を基準として、政令で定める。

3| 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して設定しなければならない。

（拠出金の徴収方法）

第二十二條 拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2| 前項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、社会保険庁長官が行なう。

第四章 雑則

(時効)

第十八条 子^レども手^レ当^レの支^レ給^レを^レ受^レけ^レる^レ権^レ利^レ及^レび^レ第^三十^三条^第一^項の^規定^によ^る徴^収金^を徴^収す^る権^利は、二^年を^経過^した^とき^は、時^効によ^つて^消滅^する。

2 子^レども手^レ当^レの支^レ給^レに^関す^る処^分に^つい^ての^不服^申立^ては、時^効の^中断^に関^して^は、裁^判上^の請^求と^みな^す。

3 第^三十^三条^第一^項の^規定^によ^る徴^収金^の納^入の^告知^又は^督促^は、民^法(^明治^二十^九年^法律^第八^十九^号)^第百^五十^三条^の規^定に^かか^わら^ず、時^効中^断の^効力^を有^する。

(期間の計算)

第十九条 この^法律^又は^この^法律^に基^づく^命令^に規^定す^る期^間の^計算^につ^いて^は、民^法の^期間^に関^する^規定^を準^用す^る。

(不服申立てと訴訟との関係)

3| 政府^は、抛^出金^その^他こ^の法^律の^規定^によ^る徴^収金^の取^立て^に関^する^事務^を、当^該抛^出金^その^他こ^の法^律の^規定^によ^る徴^収金^の取^立て^につ^いて^便宜^を有^する^法人^で政^令で^定め^るもの^に取^り扱^わせる^こと^が可^能。

4| 前^項の^規定^によ^る抛^出金^その^他こ^の法^律の^規定^によ^る徴^収金^の取^立て^及び^政府^への^納付^につ^いて^必要^な事^項は、政^令で^定め^る。

第四章 雑則

(時効)

第二^三条 児^童手^当の^支給^を受^ける^権利^及び^抛出^金そ^の他^この^法律^の規^定に^よる^徴収^金を^徴収^し、又^はそ^の還^付を^受け^る権^利は、二^年を^経過^した^とき^は、時^効によ^つて^消滅^する。

2 児^童手^当の^支給^に関^する^処分^につ^いて^の不^服申^立て^は、時^効の^中断^に関^して^は、裁^判上^の請^求と^みな^す。

3 抛^出金^その^他こ^の法^律の^規定^によ^る徴^収金^の納^入の^告知^又は^督促^は、民^法(^明治^二十^九年^法律^第八^十九^号)^第百^五十^三条^の規^定に^かか^わら^ず、時^効中^断の^効力^を有^する。

(期間の計算)

第二^四条 この^法律^又は^この^法律^に基^づく^命令^に規^定す^る期^間の^計算^につ^いて^は、民^法の^期間^に関^する^規定^を準^用す^る。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十条 子ども手当の支給に関する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十一条

子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

第二十二条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び子ども手当の額に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、

前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

第二十七条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す
証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示し
なければならない。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す
証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示し
なければならない。

(資料の提供等)

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要
があると認めるときは、受給資格者の資産又は収入の状況につき、
郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の
提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格
者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めら
ることができる。

(報告)

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条
の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、児童手
当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

(児童育成事業)

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおい
て、児童育成事業（育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健
康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助
成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達
成に資するものをいう。）を行うことができる。

(事務の区分)

(事務の区分)

第二十三条 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（実施命令）

第二十四条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（罰則）

第二十五条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十九条の三 この法律（第二十九条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（実施命令）

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（罰則）

第三十一条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

附則

(子ども手当に要する費用の負担に関する暫定措置)

第四条 第十六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「その全額を国庫が負担する」とあるのは、「その百分の九十二に相当する額を国庫が負担し、その百分の二・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担し、その百分の三に相当する額を附則第五条第一項に規定する拠出金をもつて充てる」とする。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第五条 前条の規定が適用される間、政府は、子ども手当の支給に要する費用及び附則第八条に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者(以下「一般事業主」という。)から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項に規定する事業主

二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十八条第一項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体

附則

第四条及び第五条 削除

で政令で定めるもの

2 | 一般事業主は、前項の拠出金を納付する義務を負う。

(拠出金の額)

第六条 前条第一項の拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づき保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者（前条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。）について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
---------	--------	-------

(特例給付)

第六条 当分の間、第十八条第一項に規定する被用者又は第十七条第一項に規定する公務員であつて、第四条に規定する要件に該当するもの（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、第二十条第一項に規定する一般事業主又は第十八条第三項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 | 第五条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条から第二十九条まで並びに第三十条の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、第十八条第一項中「その十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充てる」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第六条第二項において準用する第八条第一項の規定によ

私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

2 前項の拠出金率は、毎年度における子ども手当の支給に要する費用の予想総額の百分の三に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に附則第八条に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率を基準として、政令で定める。

3 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を助案して設定しなければならない。

り行う附則第六条第一項の給付に要する費用を」と、第二十条第一項中「児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用」とあるのは「附則第六条第一項の給付に要する費用」と、「次に掲げる者」とあるのは「当分の間、次に掲げる者」と、第二十一条第二項中「児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率」とあるのは「附則第六条第一項の給付に要する費用の予想総額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）その他の政令で定める法律の規定を適用する。

4 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十九条」とあるのは「第二十九条（附則第六条第二項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第六条第二項において準用する場合

(拠出金の徴収方法)

第七条 附則第五条第一項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、社会保険庁長官が行う。

2| 政府は、附則第五条第一項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに関する事務を、当該拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

3| 前項の規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

を含む。」とする。

5| 第一項から第三項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6| 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

(三歳以上小学校第三学年修了前の児童に係る特例給付)

第七条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。

一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 三歳以上の児童であつて九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(以下「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」という。)

ロ 三歳以上小学校第三学年修了前の児童を含む二人以上の児童

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童であるときに限る。

2 前項の給付は、同項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の同項の給付については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるときは、支給しない。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、第五条第二項に規定する政令で定めるところによる。

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは、「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童（附則第七條第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上小学校第三学年修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」という。以下同じ。）と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」

とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうちに三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童のうちに九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及びロ中「三歳以上の児童」とあるのは「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、第十八条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第七条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、厚生保険特別会計法その他の政令で定める法律の規定を適用する。

6| 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十九条」とあるのは「第二十九条（附則第七条第四項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第七条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

7| 第一項から第五項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8| 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

（児童育成事業）
 第八条 附則第四条の規定が適用される間、政府は、子ども手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業（育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達成に資するものをいう。）を行うことができる。

第八条 当分の間、第十八条第一項に規定する被用者又は第十七条第一項に規定する公務員であつて、前条第一項に規定する要件に該当するもの（同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者に限る。）に対し、同項の給付に準じた給付を行う。

2| 前項の給付は、同項に規定する被用者又は公務員であつて、同項に規定する要件に該当する者の前年の所得が、附則第六条第二項において準用する第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるときは、支給しない。

3| 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、附則第六条第二項において準用する第五条第二項に規定する政令で定めるところによる。

4| 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第二項及び第五項を除く。）、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで及び第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは、「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上小学校第三学年修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」をいう。以下同じ。）と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは、「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは、「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童のうち三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及び口中「三歳以上の児童」とあるのは、「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは、「小学校第三学年修了前特例給付支給要

件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」と、第十八条第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五」とあるのは「六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、厚生保険特別会計法その他の政令で定める法律の規定を適用する。

6| 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十九条」とあるのは「第二十九条（附則第八条第四項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第八条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

7| 第一項から第五項までに定めるもののほか、第一項の給付の受

(暫定措置に係るこの法律の規定の適用)

第九条 附則第四条の規定が適用される間におけるこの法律の規定の適用については、第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他この法律」と、第十七条中「費用」とあるのは「費用のうちその百分の九十五に相当する額」と、第十八条第一項中「第十三条第一項の規定による徴収金を徴収する」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける」と、同条第三項中「第十三条第一項」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他この法律」と、第二十条中「第十三条第一項」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他この法律」と、「裁判」とあるのは「裁判又は当該処分についての異議申立てに対する決定」とする。

給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

改正案	現行
<p>第一条 健康保険事業（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル拠出金及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金並ニ介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）ノ規定ニ依ル納付金ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ）及厚生年金保険事業（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ負担ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ経営スル為通ジテ一ノ特別会計ヲ設置シ一般会計ト区分シテ經理ス</p> <p>第二条 本会計ハ之ヲ健康勘定、年金勘定及業務勘定ニ区分ス</p>	<p>第一条 健康保険事業（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル拠出金及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金並ニ介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）ノ規定ニ依ル納付金ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ）及厚生年金保険事業（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ負担ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ経営スル為並ニ児童手当ニ関スル政府ノ經理ヲ明確ニスル為通ジテ一ノ特別会計ヲ設置シ一般会計ト区分シテ經理ス</p> <p>第二条 本会計ハ之ヲ健康勘定、年金勘定、児童手当勘定及業務勘定ニ区分ス</p> <p><u>第五条ノ二 児童手当勘定ニ於テハ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ業務勘定ヨリノ受入金、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項第二号乃至第五号ノ者ヨリノ拠出金、同法第十八条第一項、第二項及第四項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ児童手当交付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子、児童手当ノ業務取扱費、</u></p>

第六条 業務勘定ニ於テハ健康保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、健康保険事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金及交付金、独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金並ニ年金勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

児童育成事業費其ノ他ノ諸費並ニ児童手当及児童育成事業ニ係ル拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条 業務勘定ニ於テハ健康保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヨリノ受入金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費、健康保険事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金及交付金、独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金、年金勘定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第八条ノ二 児童手当勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキ八政令

第九條 業務勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ事業運営安定資金及年金勘定ノ積立金ニ組入レ又ハ業務勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

業務勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ事業運営安定資金及年金勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金トシテ積立テ又ハ同勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

児童手当勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

児童手当勘定ノ積立金ハ政令ノ定ムル所ニ依リ児童手当交付金又ハ児童育成事業費ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ予算ノ定ムル金額ヲ限り同勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

第九條 業務勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ事業運営安定資金並ニ二年金勘定及児童手当勘定ノ積立金ニ組入レ又ハ業務勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

業務勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ事業運営安定資金並ニ二年金勘定及児童手当勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

第十一條ノ二 児童手当勘定ニ属スル経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ被用者ニ係ル児童手当交付金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金及一般事業主ヨリノ抛出金ヲ以テ当該児童手当交付金及児童育成事業費ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第十二条 (略)

健康勘定ニ於テ支払上現金ニ不足アルトキハ当該勘定ノ負担ニ於テ一時借入金ヲ為シ又八国庫余裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

(略)

第十三条 事業運営安定資金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

(略)

第十七条ノ二 子ども手当法(昭和四十六年法律第七十三号)附則

第四条ノ規定ガ適用サルル間子ども手当ニ関スル政府ノ經理ヲ明確ニスル為第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトス

第十七条ノ三 前条ノ規定ニ依リ子ども手当ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ八第二条ノ規定ニ拘ラズ本会計ハ之ヲ健康勘定、年金勘定、子ども手当勘定及業務勘定ニ区分ス

第十七条ノ四 子ども手当勘定ニ於テハ子ども手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ業務勘定ヨリノ受入金、子ども手当法附則

第五条第一項第二号乃至第四号ノ者ヨリノ拠出金、同法附則第四条ノ規定ニ依リ読替テ適用サルル同法第十六条第一項ノ規定及同

条第二項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳

第十二条 (略)

健康勘定又ハ児童手当勘定ニ於テ支払上現金ニ不足アルトキハ当該勘定ノ負担ニ於テ一時借入金ヲ為シ又八国庫余裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

(略)

第十三条 事業運営安定資金及児童手当勘定ノ積立金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

(略)

入トシ子ども手当交付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子、子ども手当ノ業務取扱費、児童育成事業費其ノ他ノ諸費並ニ子ども手当及児童育成事業ニ係ル拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第十七条ノ五 子ども手当勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキ八政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金トシテ積立テ又八同勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

子ども手当勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキ八政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ同勘定ノ積立金ヨリ補足スベシ

子ども手当勘定ノ積立金八政令ノ定ムル所ニ依リ子ども手当交付金又八児童育成事業費ノ財源ニ充ツル為必要アルトキ八予算ノ定ムル金額ヲ限り同勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

第十七条ノ六 子ども手当勘定ニ属スル経費ヲ支弁スル為必要アルトキ八政府八同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額八子ども手当交付金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金及一般事業主ヨリノ拠出金ヲ以テ当該子ども手当交付金及児童育成事業費ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第十七条ノ七 第十七条ノ二ノ規定ニ依リ子ども手当ニ関スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於ケル此ノ法律ノ規定ノ適用ニ

付テ八第六条中「一般会計ヨリノ受入金」トアルハ「一般会計ヨリノ受入金、子ども手当法附則第五条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ子ども手当勘定ヨリノ受入金」ト「此等ノ事業ノ業務取扱」トアルハ「此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収」ト「並ニ年金勘定ヘノ繰入金」トアルハ「年金勘定ヘノ繰入金並ニ子ども手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ子ども手当勘定ヘノ繰入金」ト第九条中「及年金勘定」トアルハ「並ニ年金勘定及子ども手当勘定」ト第十二条第二項中「健康勘定」トアルハ「健康勘定又ハ子ども手当勘定」ト第十三条第一項中「事業運営安定資金」トアルハ「事業運営安定資金及子ども手当勘定ノ積立金」ト第十八条ノ二中「年金勘定ノ積立金」トアルハ「年金勘定及子ども手当勘定ノ各積立金」ト「業務取扱」トアルハ「業務取扱並ニ子ども手当及児童育成事業ニ係ル拠出金ノ徴収」トス

第十八条ノ二 年金勘定ノ積立金中第九条第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ヨリ組入レラレタル金額ニ相当スル部分八当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限り厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツルタメ業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

第十八条ノ二 年金勘定及児童手当勘定ノ各積立金中第九条第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ヨリ組入レラレタル金額ニ相当スル部分八当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限り厚生年金保険事業ノ業務取扱並ニ児童手当及児童育成事業ニ係ル拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツルタメ業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務	法律	事務
<p>（略）</p> <p>子ども手当法 （昭和四十六 年法律第七十 三号）</p>	<p>（略）</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>（略）</p> <p>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）</p>	<p>（略）</p> <p>この法律（第二十九条（附則第六条第二項）において準用する場合を含む。）を除く。（の規定により市町村が処理することとされている事務（第十七条第一項（附則第六条第二項）において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関する事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 <u>子ども手当</u>に要する経費</p> <p>十六〇二十八（略）</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関する事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 <u>児童手当</u>に要する経費</p> <p>十六〇二十八（略）</p>

改正案	現行
<p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>十一の二 <u>子ども手当</u>の支給を受けている者（<u>子ども手当法</u>（昭和四十六年法律第七十三号）<u>第六条</u>の規定により認定を受けた受給資格者をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。）については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>十二 十四（略）</p> <p>（<u>子ども手当</u>の支給を受けている者に係る届出の特例）</p> <p>第二十九条の二 この法律の規定による届出をすべき者が<u>子ども手当</u>の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。</p>	<p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>十一の二 <u>児童手当</u>の支給を受けている者（<u>児童手当法</u>（昭和四十六年法律第七十三号）<u>第七条</u>の規定により認定を受けた受給資格者をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。）については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>十二 十四（略）</p> <p>（<u>児童手当</u>の支給を受けている者に係る届出の特例）</p> <p>第二十九条の二 この法律の規定による届出をすべき者が<u>児童手当</u>の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを附記するものとする。</p>

(国又は都道府県の指導等)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者及び子ども手当の支給を受けている者に関する事項については厚生労働大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。

4 (略)

(国又は都道府県の指導等)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者及び児童手当の支給を受けている者に関する事項については厚生労働大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。

4 (略)

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（第二条関係） 一～二十八（略） 二十九 子ども手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 三十～三十三（略）	別表第一（第二条関係） 一～二十八（略） 二十九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 三十～三十三（略）

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人事院の権限及び責務）</p> <p>第三条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。</p> <p>一 この法律（次条、第五条第二項、第十二条第三項、第十四条、第十七条及び第二十三条の規定を除く。次号において同じ。）の実施の責めに任ずること。</p> <p>二 三 （略）</p> <p>第十五条 削除</p>	<p>（人事院の権限及び責務）</p> <p>第三条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。</p> <p>一 この法律（次条、第五条第二項、第十二条第三項、第十四条、<u>第十五条</u>、<u>第十七条</u>及び<u>第二十三条</u>の規定を除く。次号において同じ。）の実施の責めに任ずること。</p> <p>二 三 （略）</p> <p>（交流派遣職員に関する児童手当法の特例）</p> <p><u>第十五条</u> <u>交流派遣職員に関する児童手当法</u>（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、<u>派遣先企業を同法第二十条第一項第五号に規定する団体とみなす。</u></p>

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第八条 削除	<p>（派遣職員に関する児童手当法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、<u>派遣先団体を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</u></p>

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第十七条 削除	<p>（児童手当法の特例）</p> <p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>

改正案	現行
<p>第六十三条 削除</p>	<p>（児童手当に関する経過措置）</p> <p>第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する</p>

月の翌月から始める。

改 正 案	現 行
<p>（経済的負担の軽減）</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、<u>子ども手当</u>、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（経済的負担の軽減）</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、<u>児童手当</u>、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第九条 削除	<p>（児童手当法の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>

改正案	現行
<p>第八十三条 削除</p>	<p>（児童手当法の一部改正） 第八十三条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>附則</p>	<p>第十七条第一項の表一の項中「又は日本郵政公社」を削る。 第二十八条中「郵便局その他の」を削る。</p>
<p>第五十六条 削除</p>	<p>附則</p> <p>第五十六条 旧公社法施行法附則第三十六条の規定により児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）の認定があつたものとみなされた者が、施行日において引き続き当該認定に係る児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみ</p>

なされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十九年十月から始める。

改正案	現行
<p>（任務）</p> <p>第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業を適正に運営することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、<u>第四条第一項第九十四号、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業（政府が管掌するものに限る。）</u>の実施に関する事務並びに同項第二百二号及び第九十九号から第一百一十号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>附則</p> <p>3 社会保険庁は、第二十七条に規定する任務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づき事業を適正に運営することを任</p>	<p>（任務）</p> <p>第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに<u>児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分</u>を適正に運営することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、<u>第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）</u>に掲げる事務、<u>同項第九十四号、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業（政府が管掌するものに限る。）</u>の実施に関する事務並びに同項第二百二号及び第九十九号から第一百一十号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>附則</p> <p>3 社会保険庁は、第二十七条に規定する任務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づき事業を適正に運営することを任</p>

務とする。この場合において、第二十八条中「前条」とあるのは「前条及び附則第三項」と、「第四条第一項第九十四号」とあるのは「第四条第一項第八十七号（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく事業の実施に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号」とする。

務とする。この場合において、第二十八条中「前条」とあるのは「前条及び附則第三項」と、「事務」とあるのは「事務、同項第八十七号（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく事業の実施に関する部分に限る。）に掲げる事務」とする。